

原規規発第 26040110 号
令和 8 年 4 月 1 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定
核燃料物質の防護に関する規則第 20 条第 2 項第 3 号に基づく指示

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 64 条の 2 第 2 項に規定する実施計画において、既に認可されている下記と同一設計の施設については、これまでの使用前検査の実績を踏まえ、工事の内容から使用前検査を受けないで使用することに支障がないと認められるため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号)第 20 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、使用前検査を受けないで使用することができることとする。

なお、同一設計とは、実施計画にて定められた施設の仕様(構造・強度、機能・性能、最高使用圧力・温度及び内包する物質)及び設置目的に変更のないことをいう。

記

- 一 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備(使用済燃料乾式キャスク、乾式キャスク支持架台又はコンクリートモジュールに限る。)
- 二 放射性固体廃棄物等の管理施設 固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟 遮蔽蓋
- 三 サブドレン他水処理施設 サブドレン集水設備(その他機器(揚水ポンプ(完成品))又は主要配管(ポリエチレン管又は鋼管))
- 四 汚染水処理設備等 使用済セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)(蓋又はボックスカルバートに限る。)
- 五 汚染水処理設備等 中低濃度タンク 多核種処理水貯槽